

○高橋道議（質疑）

コンビニエンスストアにかかわる諸問題についてお聞きをいたします。

6月22日、公正取引委員会は、セブン - イレブン本部に対して、弁当などのデイリー商品の見切り販売を不当に制限したとして、独占禁止法違反 ―― 優越的地位の乱用で、排除措置命令を行いました。

この間、この問題に取り組んできた広島県などのオーナーの皆さんからは、長年にわたって本部に不当に奪われてきた利益の返還を請求していききたいと、損害賠償を求める訴訟に踏み切り、この問題の根深さを内外に明らかにいたしました。

さて、コンビニ問題の中にある廃棄処分についてですが、ここには、加盟店を苦しめるコンビニ会計というシステムがあります。

デイリー食品などを廃棄処分すると、加盟店は、廃棄ロスとロイヤルティーの両方を負担するために収入が減少しますが、本部は、売れ残りのリスクや損失は負担せず、売れた品物だけからロイヤルティーを受け取るだけであります。

コンビニ各社の本部チャージは、月間の営業利益で比率が変化しますが、各本部で、36%から80%を本部に納めなければなりません。売り上げが上がればチャージも上がる仕組みです。営業利益が低い加盟店でも最低で36%のチャージ、高いところでは80%もチャージを払わなければなりません。1万円もうけても、本部へ、3600円から、コンビニによっては8000円も、無条件に支払うシステムとなっています。

さらに、廃棄分はすべて加盟店の負担です。多くの商品は本部からの供給であり、本部は、商品の仕入れでもうけて、さらに、売ればロイヤルティーでもうけます。

客は、たくさんの品ぞろえから買いたいものを選ぶので、ぎりぎりの商品仕入れは客離れにつながるとして、どんどん仕入れるように指導を厳しくしますが、そうすると、廃棄処分も多くなり、その負担はすべて加盟店に負わせるというのが、コンビニ会計の問題の一つです。

また、仕入れの請求書や領収書もクローズされて、見る事ができない仕組みになっています。

今回は、契約上、価格決定権はオーナーにあるにもかかわらず、賞味期限で廃棄処分になるおそれのある品物を値引きで売ることを認めない本部の不当圧力が問題となりました。商業行政を担う道として、この問題について、どのような見解をお持ちなのか、お聞きをいたします。（発言する者あり）

次ですが、コンビニは、さまざまな公的サービスも担っております。宅急便の受け付けや、銀行業務であるATMの設置、電気代、電話代、水道代などの公共料金の支払い、保険料金や通信販売の支払い、郵便受け付けやチケット予約、そのほかに、道行政も、道・市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税などの税のほか、国民健康保険料や保育料などなどの収納業務を委託しています。

収納代行は、一律、低い額で、ある自治体では1件の手数料が52円で、同じ収納に対しても、

銀行や郵便局の振り込み手数料と加盟店の手数料の差は歴然としています。

公共料金の収納でのトラブルのリスクはすべて加盟店が負い、万一、コンビニ強盗の被害に遭ったとしても、すべて加盟店が弁済することになります。

そして、そのサービスは、本部が決定し、加盟店が自由に選択できるものにはなっておりません。

24時間、365日営業しているということから、あらゆるものが求められ、最近では、トイレの供与、災害時のライフラインの拠点としての役割も期待されています。

1999年9月30日に起きた東海村JCOの臨界事故の際も、避難勧告が出され、住民もすべて避難していたにもかかわらず、避難勧告圏内にあった16店のコンビニ加盟店は、2店を残して営業を続けていました。笑い話ではありません。

これは、本部が、イメージ向上のために、災害時におけるセーフティステーションとして自治体と提携する一方で、臨時閉店は本部との契約違反となり、ペナルティーを課せられるということから起きた問題で、みずからの放射線被曝よりも、契約に縛られ、契約解除をかざした本部の圧力を恐れたものと思われまます。

コンビニが担う公的サービスと加盟店の負担について、どのように認識されているのか、お聞きをいたします。（発言する者あり）

コンビニの悲劇に、オーナーの労働時間も挙げられます。オーナーの労働時間は、平均で12時間を超えているのが実態のようで、あるオーナーは、1日平均で15時間から17時間という過酷なものとなっています。

夜間はアルバイトを雇うこともあります。当然、複数体制が基本ですが、時給800円としても、8時間で6400円の2人分となり、給料が払えなければ、当然、オーナーや家族が犠牲になりますし、アルバイトが急に休んだときも、自分や家族が店に立たなければなりません。中には、夜間1人体制というところも数多くあります。

さらに、オーナーの悩みは、万引きやアルバイトの内引きで、年間で100万円くらいの棚不足が起きることも想定しなければなりません。

そして、深夜営業をしても、地方では、午前1時から午前5時までの利用者はゼロという店舗も多く存在します。深夜の売り上げは全体の1割にも満たなく、人件費は全体の4割というのが一般的な店舗の状態であります。そして、不要な電気の消費など、本当に24時間営業は必要なのか。

知事は、コンビニを利用されたことがあるのかどうかは存じませんが、私は、初期のコンビニのように、朝7時から夜11時までで十分な気がします。知事の御所見をお伺いいたします。（発言する者あり）

深夜の営業のことで、もう一つ重要なのは、コンビニ強盗の発生が多くなってきていることです。認知件数で、平成20年の発生件数は全国で611件で、凶器は包丁などの刃物が多く、北海道においても、この5年間で、認知件数は209件、検挙数は約5割の111件であります。全国発生数

の15分の1が北海道です。

そして、発生時間帯別認知件数は、153件が午前0時から午前6時までの間となっており、約73%がこの時間帯に集中しています。なぜか。コンビニは、便利で手軽で、いつも開いているからです。

24時間営業は、犯罪を誘発する要因となっているのではないか。また、コンビニの入り口前や駐車場で青少年がたむろする姿も珍しいものではなく、24時間営業は、青少年の健全育成に悪影響を与えているのではないかと懸念いたします。

軽井沢町では、軽井沢町の善良なる風俗維持に関する条例の要綱で、コンビニの深夜営業自粛を行っています。犯罪誘発と青少年の健全育成についての御見解をお聞きいたします。

○高橋知事答弁

次に、コンビニエンスストアに係る諸問題に関し、まず、営業時間についてであります。私自身、時々、コンビニエンスストアを利用させていただいているところであります。

そうした中で、コンビニエンスストアは、必ずしも、すべての店舗が24時間営業しているわけではなく、住宅地などにおいては、午後11時に閉店する店もあるものと承知をいたしております。

それぞれの店舗において、小売業をめぐる厳しい商業環境やライフスタイルの変化などの中で、立地条件や商圈内の顧客ニーズなどを総合的に判断の上、営業時間を設定しているものと考えているところであります。

最後に、地域安全などへの影響についてであります。コンビニエンスストア、いわゆるコンビニでは、自主的な活動として、女性や子どもの駆け込みへの対応や、高齢者の方々の保護など、地域の安全確保に御協力をいただいているところであります。昨年に比べ、本年は強盗事件が増加しており、議員が御指摘のとおり、深夜の時間帯に多く発生していると承知をいたしております。

このため、道警察におきましては、コンビニチェーンの防犯責任者を集めた緊急対策会議を開催し、防犯マニュアルの確認、徹底と、各店舗における防犯訓練の実施を要請するなど、事業者みずからの安全確保の取り組みを支援していると承知いたしております。

道といたしましては、今後、道警察を初め、北海道コンビニエンスストア等防犯連絡協議会などと連携をして、防犯設備の充実等による、犯罪に強い環境の整備促進、規範意識や防犯意識の高揚のための広報啓発などの取り組みにより、犯罪のない安全で安心な地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、コンビニ業界では、年齢確認などによる、お酒やたばこの販売防止の一層の徹底に努めているほか、青少年に対する有害図書類の販売等の禁止や、たむろする青少年への声かけなどに取り組んでいただいているところであり、道といたしましては、業界と連携をしながら、今後とも、青少年の非行防止対策にも努めてまいりたいと考えております。

なお、賞味期限切れ前の値引きなどについては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○渡辺経済部長答弁

コンビニエンスストアにかかわる諸問題に関し、初めに、賞味期限切れ前の値引きについてありますが、公正取引委員会から、本年6月22日、株式会社セブン-イレブン・ジャパンについては、取引上の優越的な地位を利用して、デイリー商品に係る見切り販売の取りやめを余儀なくさせ、もって、加盟者がみずからの合理的な経営判断に基づいて廃棄に係るデイリー商品の原価相当額の負担を軽減する機会を失わせたとして、排除措置命令を受けたものと承知しており、改善が図られるよう、今後の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、コンビニエンスストアが担う公的サービスについてありますが、コンビニエンスストアは、それぞれ、公的機関などと本部、本部と加盟店が任意に契約することにより、公的サービスの一部を担っており、こうしたサービスの提供は、休日や夜間も営業しているなど、利用者にとっては、公的機関や金融機関の営業していない時間に利用できるなどのメリットがあり、コンビニエンスストアにとっては誘客の手段ともなっていると認識しております。

以上でございます。

○高橋道議（再質問）

さて、フランチャイズ法、コンビニの関係でございます。

知事は、先ほど、午後11時までで閉店しているお店もあるということをご話されましたけれども、それは本部の直営店でございます。本部の直営店でさえ、午後11時以降は商売にならない、こういうふうに分かっていて、夜間の営業はしていないわけでございます。

先ほど、廃棄処分のご話もございましたけれども、例えば、おにぎりが1個100円、これを10個売ったとします。仕入れが1個70円とすると、300円のもうけでございます。チャージは、先ほど36%から80%と言いましたけれども、平均で50%として、300円のもうけは、150円が本部、150円が加盟店ということになるわけです。

では、2個余ったということになりますと、800円が売り上げでございます。しかし、2個は廃棄をするということですから、これは仕入れに含みません。したがって、仕入れは、8個分の560円ということになるわけです。差し引き240円のもうけで、120円ずつ分けるということになります。加盟店は、120円のもうけに対し、廃棄分の140円を負担しなければなりませんから、20円の赤字ということになるわけです。

しかし、この2個を1個50円で売ったとなりますと、売り上げは900円ですが、今度はその分が仕入れに加味されるので、仕入れの700円を引きますと、200円のもうけです。したがって、本部が100円、加盟店が100円のもうけになっていくということなのですが、これをさせないのが今のコンビニ会計です。なぜでしょうか。

120円のもうけより、100円のもうけのほうが、本部のもうけが少なくなるわけです。加盟店のもうけは関係ないというのが今回の問題の根深さを物語っているわけでございます。（発言する者あり）

また、一地域に多店舗展開をするドミナント方式という出店方式もあります。オーナーが努力をしていって、どんどんどんどん売り上げが多くなりますと、その地域はお客さんが多いということで、新たに同じ店舗を出店することになります。せっかくの努力が報われなくなってしまふわけです。

また、本部の意向にそぐわない店舗があれば、同様に、近所に新たな店舗を展開するわけでございます。

本部は損をしません。新たな店舗からは契約料を取り、やむなくやめてしまうところからは違約料を取るということになるわけでございます。本部は絶対に損をしない仕組みとなっております。

2006年のコンビニ出店統計では、2780店の出店に対し、1388件の閉店がありました。閉店の割合は約50%となっております。出店の陰には、その半数の閉店という悲劇があります。皆さんのお近くでも、閉店する店舗を目にすることが多いと思います。

コンビニにおける問題点の幾つかを質問いたしましたが、このほかに、まだまだコンビニを取り巻く問題点は多く、自殺、精神障がい、家族崩壊などは枚挙にいとまがありません。

負の影響は、全国の約4万6000の加盟店主のみならず、その家族、従業員など、約50万人規模にも及び、北海道は、2700店舗余りで、人口10万人当たりの店舗数が49店舗と、全国1位になっています。

そこで、アメリカやオーストラリア、フランス、ドイツ、カナダのほか、韓国、台湾、中国などアジア諸国でも、既に法整備がなされていますが、日本においても、法外なロイヤルティーの撤廃、新規出店時の制限、営業時間や価格決定の自由裁量、オープンアカウントの見直し、会計処理の透明化、対等な契約関係の構築、加盟本部との交渉権の保証など、フランチャイズに関する総合的な法整備が必要と思いますが、知事の所見をお聞きいたします。

なお、答弁のいかんによっては、再々質問の用意があることを申し上げます。

○高橋知事答弁

最後に、コンビニエンスストアにかかわる諸問題に関し、フランチャイズ取引についてありますが、フランチャイズチェーン本部が、加盟しようとする事業者と契約を締結しようとするときは、中小小売商業振興法に基づき、加盟金や保証金など金銭に関することや、販売条件、商標商号、契約期間などに関して記載した書面を交付し、その記載事項について説明をしなければならないこととされているところであり、契約締結後においても、独占禁止法に基づき、優越的地位の乱用など、本部による不公正な取引が禁止されているところでもあります。

国においては、従前より加盟店から苦情のあった本部に対する報告徴収や実態把握、さらには改善指導を行っているほか、本年3月には、日本フランチャイズチェーン協会に対し、取引の一層の適正化などを要請したと承知いたしているところであり、私いたしましては、こうした本部と加盟店との間で、信頼性のある、真に相互理解し合った契約が遂行されることが望ましいものと考えているところでもあります。

なお、こうした加盟店の苦情については、地域の商工会、商工会議所も相談窓口となっていることから、これらの窓口を通じて、実態の把握に努めてまいります。

以上でございます。

○高橋議員（再々質問）

コンビニの問題についてお話をさせていただきますが、もう既に、公共料金の収納も含めて、行政は、コンビニという中に組み込まれていっていることを自覚いただきたい。

したがって、注視をするのではなく、まさしく、他人ごとではなく、この問題について取り組んでいただきたいということをまず事前にお伝えしておかなければならないと思います。

今回、勇気を持って訴訟を起こした7人の方だけが特別に不利益をこうむっているわけではありません。4万6000に及ぶ全国のコンビニは同じ状態にあるわけでございますけれども、声を出すことができないわけであります。

契約上は、販売する商品の種類や値段の決定、営業時間の自由裁量を認めておりますが、加盟店が勝手にこんなことをすると、本部は、いいのですかと、近くに新しい店舗をつくるわけでございます。店が立ち行かなくなることを恐れてしまう余り、本部の言いなりになるしかないのであります。

そして、コンビニのオーナーは脱サラの方々が多く、その退職金や多くの資金をその店に投入していくわけでございますから、途中でやめることができないという状況は、火を見るより明らかであります。

コンビニのユニオンができました。260名の方が加盟をいたしました。しかし、ユニオンに加盟をしている方でさえも、見切り販売に踏み切れないでいるわけでございます。まさしく、奴隷契約と言われるゆえんであります。

知事は、フランチャイズ法の制定に関しまして、既存の中小小売商業振興法に基づく契約をされているとお答えになりました。しかし、フランチャイズビジネスは多岐にわたっております。課題の範囲も広く、この法律だけで、具体的に実効性のある解決策には至っていないことから、さまざまな問題が発生しているわけでございます。現行法で救済することが不可能な事例が多くて、独占禁止法も、その一つの手段でしかありません。

今回の質問に対し、知事は、コンビニの実態調査について言及をされました。手法はどうあれ、地方行政が実態調査を行うと判断されたことは、私の知る限りでは全国で初めてのことだと思います。このことが、どれだけオーナーにとって力強く感じることなのか。

道も、改めてその実態を掌握して、商業行政におけるコンビニの課題解決に向けて努力されま

すことを重ねてお願いいたしまして、質問を終わります。